

工事請負契約における契約解除

下記工事において、設計単価に誤りがあり、落札者が変更となることが判明したため、当該工事の契約を解除いたしました。

契約相手方及び応札者を含む関係者の皆様に多大なご迷惑をおかけしたことをお詫びするとともに、今後このようなことが起きないよう再発防止に努めます。

記

○工事名

杉戸1丁目地内外配水管布設替工事

○開札日・契約日・契約解除日

開札日 令和7年10月20日

契約日 令和7年11月 5日

契約解除日 令和7年12月 5日

○原因

設計金額の積算において、一部の材料に、本来よりも安価な材料単価を使用したため、20,000円過少に積算しておりました。

この誤りにより、予定価格及び最低制限価格も過少になっており、適正な価格で入札を実施していた場合、落札候補者が変更になることを確認しました。

のことから、本工事において契約解除を行いました。

○対応について

- (1) 契約した相手方に謝罪と事情の説明を行い、契約解除を通知しました。
- (2) 入札に参加された応札者には、契約解除をしたことを通知しました。
- (3) 当該工事については、設計内容を精査したうえ、再度入札を執行します。

○再発防止への対応

今後は、設計積算に際し設計単価等の積算方法について、再度確認を徹底するなど、チェック体制の再構築を行い、適切な事務処理に努めます。